

## 令和7年度広報よこはま栄区版のデザイン編集委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和7年度広報よこはま栄区版のデザイン編集委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、「提案書作成要領」による。

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価は「プロポーザル評価基準」により行う。特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。なお、プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、広報よこはま栄区版デザイン編集委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を別に設置し、プロポーザルの評価を行う。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- |      |   |
|------|---|
| 委員長  | 総務課長  |
| 副委員長 | 福祉保健課長  |
| 委員   | 区政推進課長、地域振興課長、高齢・障害支援課長、保険年金課長、生涯学習支援係担当係長、こども家庭支援課学校連携担当係長 |
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を栄区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定

委員会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) その他必要な事項

(評価結果の通知)

第7条 「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は栄区が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、栄区が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(契約)

第8条 前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年度の「広報よこはま栄区版のデザイン編集委託」にかかる契約については、初年度に決定した指標により評価委員が毎年行う中間評価について、評価基準を超えており、且つ職員の指示に基づき編集し、返戻期限等校正日程を順守しており、契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と随意契約できるものとする。

- 2 前項の規定について、当該業者との契約は、当初契約年度を含め3回を上限とする。

附則

この要領は、令和6年10月29日から施行する。